共　同　研　究　契　約　書

　国立大学法人九州工業大学（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（共同研究の題目等）

第１条　甲及び乙は、別表第1に記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

（共同研究に従事する者）

第２条　甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

２　甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

３　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

（実績報告書の作成及びノウハウの指定）

第３条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から30日以内にとりまとめるものとする。また、甲乙協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかにノウハウに指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（研究経費の負担）

第４条　甲及び乙は、それぞれ別表第3に掲げる研究経費を負担するものとする。

（研究経費の納付）

第５条　乙は、別表第3に掲げる研究経費を甲の発する払込通知書により、当該払込通知書に定める納付期限までに納付しなければならない。

２　乙が所定の納付期限までに前項の研究料、間接経費及び乙に係る直接経費を納付しないときは、甲は乙に対し納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に民法（明治29年法律第89号）で規定する法定利率の割合で計算した延滞金を請求することができるものとする。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第６条　別表第3に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供等）

第７条　甲は、乙から別表第4に掲げる乙所有の設備を無償で受け入れ、共同で使用するものとする。

２　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

（研究の中止又は期間の延長）

第８条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

（知的財産権の出願等）

第９条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

２　甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、単独所有とし、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権出願等の前にあらかじめ相手方の確認を得るものとする。

３　甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、別途共同出願契約を締結した上で出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等を行うものとする。

（外国出願）

第10条　前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

２　甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上、行うものとする。

（知的財産権の取扱い）

第11条　乙は、原則として、本共同研究の結果生じた発明等であって第9条第2項の規定により甲に承継された知的財産権（以下「甲知的財産権」という。）については、甲は、当該知的財産権を出願等したときから3年間、乙に優先的に実施させる（以下この期間を「優先的実施期間」という。）ことを許諾するものとし、その間甲は第三者への当該甲知的財産権の実施許諾を行わないものとする。

２　乙は、原則として、本共同研究の結果生じた発明等であって第9条第3項の規定により甲及び乙の共有に係る知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）については、当該知的財産権を出願等したときから3年間を優先的実施期間とし、その間甲は当該共有知的財産権の自己の持分の第三者への実施許諾を行わないものとする。

３　出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）は、甲及び乙が第9条第2項に基づき単独で出願手続き等を行う場合は、優先的実施期間中は乙が全額負担し、優先的実施期間が終了した後であって甲乙で独占実施許諾契約又は専用実施権等設定契約を締結している場合を除き、出願等を行おうとする者が負担するものとし、共有知的財産権については、優先的実施期間中は乙が全額負担し、優先的実施期間が終了した後であって甲乙で独占実施契約又は専用実施権等設定契約を締結している場合を除き、当該共有知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれ負担するものとする。

４　本条第1項及び第2項の規定にもかかわらず、乙が甲知的財産権又は共有知的財産権の優先的実施期間の延長を希望する場合は、甲乙協議の上、合理的な理由があると甲が認めたときはこれを延長することができるものとする。この場合、延長期間中の当該知的財産権の出願等費用については、乙が全額負担するものとする。

（実施及び実施料）

第12条　前条第1項に基づき乙又は乙の指定する者が甲知的財産権を実施しようとするときは、甲乙協議のうえ別途実施許諾契約等を締結するものとし、当該契約に定める実施料を甲に支払うものとする。

２　前条第2項に基づき乙又は乙の指定する者が共有知的財産権を実施しようとするときは、甲乙協議のうえ別途実施契約等を締結するものとし、甲は業として当該共有知的財産権を実施しないことから、乙又は乙の指定する者は当該契約に定める実施料を甲に支払うものとする。

３　前条第1項及び第2項に規定する優先的実施期間が終了した後であって、甲乙で独占実施契約又は専用実施権等設定契約を締結している場合を除き、甲は甲知的財産権及び共有知的財産権については乙の承諾を必要とせず自由に第三者に対し実施の許諾をすることができ又は、共有知的財産権については予め乙の同意を得た上で甲の持分を譲渡できるものとし、乙は正当な理由無くかかる同意を拒んではならない。

４　共有知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該共有知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（知的財産権の譲渡等）

第13条　甲は、甲知的財産権又は共有知的財産権の持分を乙（又は甲及び乙が協議の上、指定した者）に限り譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

（情報交換）

第14条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

２　提供された情報、資料等のうち返還の必要があるものについては、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

（秘密の保持）

第15条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、書面、図面、写真、サンプル、電子媒体等の媒体で相手方に開示若しくは提供する情報のうち、秘密に保持すべき情報（以下「相手方の秘密情報」という。）については、当該媒体に秘密である旨を明示するものとする。なお、口頭をもって情報を開示する場合は、開示する際に秘密情報であることを通知し、かつ、当該口頭開示のあった日から30日以内に秘密とすべき口頭開示情報を書面に特定した上、秘密である旨明示して相手方に媒体で送付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、相手方の秘密情報から除く。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六　書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　甲及び乙は、相手方の秘密情報及びノウハウについて、善良な管理者の注意をもって秘密に保持するものとし、別表第2の研究担当者（及び業務上知る必要がある者）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方の秘密情報及びノウハウについて知得した者がその所属を離れた後も含め秘密に保持する義務を、当該知得した者に対し負わせるものとする。ただし、法令によって義務づけられている場合に限り、相手方に通知する事で秘密に保持すべき情報を裁判所又は行政機関に開示することができるものとする。

３　甲及び乙は、相手方の秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

４　前3項の有効期間は、本共同研究の研究成果のノウハウについては、第3条で定める期間とし、それ以外については、別表第1の本共同研究開始の日から研究完了後、又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の取扱い）

第16条　甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し3ヶ月が経過して以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守し、相手方の同意を得た上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとし、相手方は正当な理由なくかかる同意を拒んではならない。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。なお、第3条で定める秘匿期間中いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　前項の同意を得なければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して2年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第17条　甲乙のいずれかが、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。この場合、甲乙は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

２　研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第9条の規定を準用するものとする。

（契約の解除）

第18条　甲は、乙が第4条に規定する研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本契約に違反したとき

３　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当し、債務不履行に陥った場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

二　銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

三　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（損害賠償）

第19条　甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第20条　本契約の有効期間は、別表第1に定める期間とする。

２　本契約の失効後も、第3条、第9条から第17条、第19条及び第22条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第21条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、相互に互譲、協調の精神をもって友好的に話し合い解決するものとする。

（仲裁）

第22条　前条の協議で解決できないときは、仲裁により解決するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第23条　甲は、乙の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとする。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められたとき。

（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）反社会的勢力を利用していると認められるとき。

（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

（5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（6）乙又は乙の指定する者、は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

２　甲は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

　本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| （甲） | 福岡県北九州市戸畑区仙水町１番１号 |
| 国立大学法人九州工業大学 |
| 学　　長 | 三谷　康範 |
|  |
| （乙） |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |

別表第1（第1条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １．研究題目 |  |
| ２．研究目的及び内容 |  |
| ３．研究期間 | 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで |
| ４．研究実施場所 | 甲：　乙：　 |

別表第2（第2条、第15条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　名 | 所属部局・職名 | 本研究における役割 |
| 甲 | ※ |  |  |
| 乙 |  |  |  |

（注）研究代表者には氏名に※印を付すこと。また、民間等共同研究員には氏名に◎を付すこと。

別表第3（第4条、第5条、第6条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |
| --- | --- |
| 乙負担分 | 甲負担分 |
| 直接経費（研究費） | 研究料 | 間接経費 | 研究成果譲渡対価 | 合　計 | 直接経費 | 合　計 |
|  |  |  |  |  | 0 | 0 |

別表第4（第7条関係）

|  |
| --- |
| 設　　　備 |
| 名　称 | 規　格 | 数　量 |
|  |  |  |